

温室効果ガス吸収源対策の 関連データについて

京都議定書に基づく吸収源対策の考え方

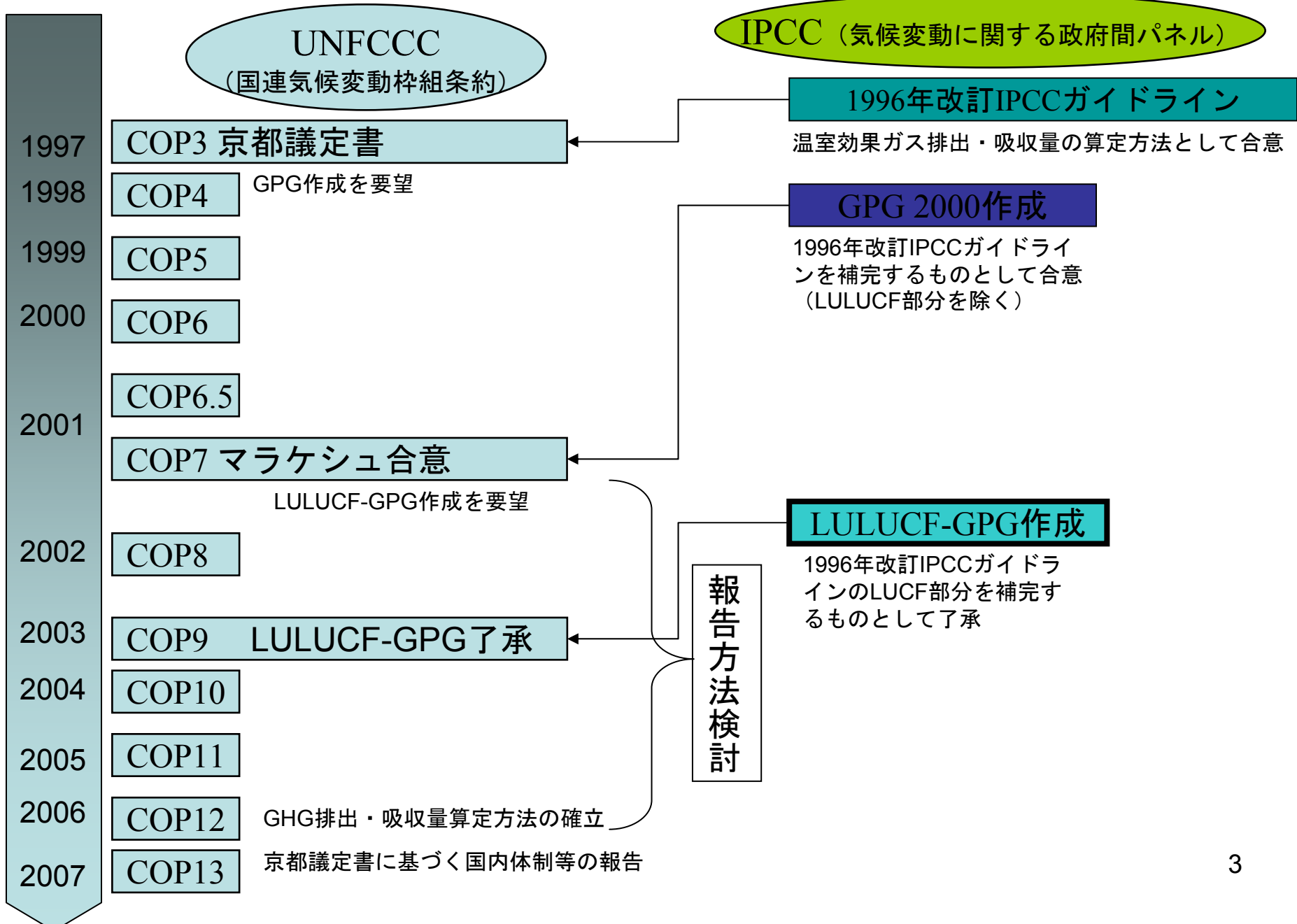
○京都議定書上の森林吸収源の算定対象となる森林

- ① 新規植林: 過去50年間森林でなかった土地に植林を行うこと
- ② 再植林: 1990年の時点で森林でなかった土地に再植林を行うこと
- ③ 森林経営: 追加的人為的活動として1990年以降に森林の生態的、経済的、社会的な機能を持続可能な方法で満たすことを目指した活動が行われている森林

○森林経営が行われている森林

- ① 育成林のうち、森林計画に基づき適切な森林施業、管理が行われている森林
- ② 天然生林のうち、保安林、自然公園(第2種特別地域以上)、保護林等の法令等による転用規制、伐採規制等の保護・保全措置が行われている森林

インベントリー関連の作業スケジュール



LULUCF-GPGについて(1)

○ LULUCF-GPGとは

- 「土地利用、土地利用変化及び林業(Land Use, Land-Use Change and Forestry)に関する良好手法指針(Good Practice Guidance)」の略称。

○ 経緯

- 第7回気候変動枠組条約締約国会議(COP7)の要請を受け、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が作成。
- 平成15年12月イタリア・ミラノで開催されたCOP9に報告され、了承された。

LULUCF-GPGについて(2)

○ 概要

- 温室効果ガス排出・吸収目録を作成するために必要な算定方法等を定めた1996年改訂IPCCガイドライン(以下、IPCCガイドライン)の「土地利用変化と林業(LUCF)」分野について、その問題点の解決と不確実性の低減を目的として作成された良好手法指針。
- 気候変動枠組条約(以下、UNFCCC)に基づく排出・吸収目録や京都議定書に基づく補足的情報のLULUCF関連部分は、LULUCF-GPGに定められた方法に従って作成する必要がある。
- IPCCガイドラインに基づき、議定書3条3項及び4項の下での活動に起因する人為的な排出量・吸収量及び炭素ストック変化量を推定、測定、モニタリング及び報告するための方法を精緻化するための模範的手法を示したものである。